

2027（令和9）年度採用愛知県職員（児童自立支援専門員）追加募集案内

愛知県職員（児童自立支援専門員職）採用選考試験を次のとおり行います。

1 応募資格

(1) 年齢及び資格免許

1965（昭和 40）年4月2日以降に生まれた人で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第82条に規定する児童自立支援専門員の資格要件（別紙参照）を満たす人又は2027（令和9）年3月31日までに資格要件を満たす見込みの人（資格要件を満たさない場合は採用されません。）

ただし、2026（令和8）年6月28日（日）に実施した「愛知県職員（児童自立支援専門員）採用選考試験」受験した人は、今回の採用選考試験を受験できません。

(2) その他

ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません。（以下はその内容です。）

(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 愛知県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

イ 1999（平成11）年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

ウ 日本国籍を有しない人の任用について

(ア) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

(イ) 日本国籍を有しない人は、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。

エ 2026（令和8）年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）に基づき、児童等と接する業務に従事することとなる人については、各任命権者が特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う必要があります。

特定性犯罪の前科が確認された人については、採用されません。

2 募集人員

若干人

3 給与等（2026（令和8）年4月1日現在）

(1) 初任給（大卒の例）

約297,600円（給料（調整額を含む。）及び地域手当）

(2) 経験年数がある場合は別途加算があります。

(3) 昇給制度あり。

(4) 期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等の諸手当がそれぞれ条件に応じて支給されます。

(5) 定年以後、給料及び諸手当の一部は、7割水準となります。

4 休日及び休暇

4 週 8 休制。休暇として年次有給休暇（20 日）及び特別休暇（夏季休暇等）があります。

5 勤務形態

土曜日、日曜日及び祝日も含めたローテーション勤務
（早出、日勤、遅出、夜勤）

6 勤務先等

愛知学園（児童自立支援施設）に勤務し、児童自立支援業務に従事します。

7 試験日程及び試験内容

（1）試験日

2026（令和 8）年 11 月 1 日（日）

（2）試験会場

愛知県自治研修所（名古屋市中区丸の内 2－5－10）

（3）試験内容

教養試験、専門試験（記述式）、面接試験、適性試験

（4）試験内容試験科目別の配点

教養試験 20 点、専門試験 30 点、面接試験 50 点

※ 各試験科目の成績が一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。

8 合格発表日及び発表場所

合格発表日	発表場所 （合格者の受験番号を掲示します。）
2026（令和 8）年 11 月 11 日（水）	1 愛知県人事局人事課 Web ページ 2 愛知県県民相談・情報センター （愛知県自治センター 1 階）

- 〔注〕 1 合格者（補欠合格者も含む）には郵便で通知します。なお、愛知県人事課 Web ページでの合格発表は発表日の午前 9 時 15 分頃から確認できます。
- 2 可否について電話による照会には応じておりません。
- 3 愛知県県民相談・情報センター（名古屋市中区三の丸 2－3－2 地下鉄名城線名古屋城駅 5 番出口西 100m）での掲示時間は、月～金曜日（祝日を除く。）：午前 9 時から午後 5 時 15 分まで、土・日曜日：午前 9 時から午後 4 時 30 分までです。

9 応募方法

インターネット（あいち電子申請・届出システム）により申し込んでください。

※郵送・直接持参による申込みは一切受け付けておりません。

申込方法	インターネットによる申込みには次のものがが必要です。 ・パソコン又はスマートフォン（携帯電話は不可） ・受験者本人のメールアドレス ※キャリアメールは使用しないでください。 推奨環境や操作方法などは、「よくあるご質問」(https://graffer.jp/faq/)に掲載されていますので、事前によく確認した上で申し込んでください。	
	面接カード ダウンロード・ 作成	① 愛知県人事局人事課 Web ページ(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinjika/)の「2027（令和 9）年度採用愛知県職員（児童自立支援専門員）追加募集案内」ページから、面接カード(Excel ファイル)をダウンロード ②面接カード（Excel ファイル）に必要事項を入力し、顔写真（データ）を貼付
	↓	
	申請画面 アクセス	①受付期間中、愛知県人事課 Web ページの「2027（令和 9）年度採用愛知県職員（児童自立支援専門員）追加募集案内」ページに掲載するリンクから申請画面にアクセス ②Graffer アカウントを使用したログイン」又は「メールアドレス認証」のいずれかの方法を選択※して、申請画面にアクセス ※いずれの場合も「@mail.graffer.jp」からのメールが受信できるよう、事前に設定してください。 なお、「Graffer アカウントを使用したログイン」の場合は、一時保存や申請履歴の確認などの機能が使用できて便利です。
	↓	
	申込情報 入力・送信	申請画面から申込みに必要な情報を入力し、作成した面接カードをアップロードの上、データを送信 ※入力内容に誤りがないかよく確認してから送信してください。 申込データ送信後、入力内容の誤りに気付いた場合、その申込みを取下げから、改めて申し込んでください（「よくあるご質問」－「申請した内容を修正したい」(https://graffer.jp/faq/0tcq0h)を参照）。 複数申込みがあった場合、最初の申込みのみ有効なものとみなします。
	↓	
受付期間	申請到達 メール受信	申請到達メールを受信 (申込データ送信後、すぐにメールが届きます。)
	↓	
	受験票 ダウンロード	交付物発行メールを受信後、受験票（PDF）をダウンロード (受験票のアップロードは、10月15日(木)頃の予定です。)
	↓	
	受験票 作成・持参	受験票（PDF）をA4判用紙に印刷し、試験当日、試験会場に持参
受付期間	2026（令和8）年9月2日(水)から10月7日(水)まで	
	申込内容等に不備がある場合は、差し戻しすることがあります。また、システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もありますので、早めに申し込んでください。受付期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付けます。	

(よくある問合せ)

- ① インターネットの環境がなく、申込みができないのですが。
受験申込手続については、御自宅のパソコンでなくても構いません。知人や学校等のパソコンなどを使用し、申込みを行うようにしてください。
- ② 受験票を印刷するためのプリンタを持っていませんが、どうすればよいでしょうか。
受験票の印刷については、御自宅のプリンタでなくても構いません。知人や学校等のプリンタやコンビニのマルチコピー機などを利用し、印刷を行うようにしてください。

10 採用の時期

採用は、原則として 2027（令和 9）年 4 月 1 日となります。

なお、欠員状況等により、既に児童自立支援専門員の資格要件を満たしている人については、本人の意向を確認の上、同日前に採用されることがあります

11 問合せ先

◎ 勤務先、業務内容等に関する問合せ

- 愛知県福祉局福祉部福祉総務課人事グループ
電話 052-954-6259（ダイヤルイン）
E-Mail fukushi-somu@pref.aichi.lg.jp

◎ 試験の申込み、採用全般に関する問合せ

- 愛知県人事局人事課任用グループ
電話 052-954-6030（ダイヤルイン）
E-Mail jinjika@pref.aichi.lg.jp

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抜粋）

（児童自立支援専門員の資格）

第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 二の二 精神保健福祉士の資格を有する者
- 二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- 三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハ（※）までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハ（※）までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハ（※）までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハ（※）までに掲げる期間の合計が五年以上であるもの
- 八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

（※）

- イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）